

福島市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 30 号

福島市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

福島市職員の職名等に関する規則（昭和30年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「情報政策監」を「デジタル政策監」に改め、「参事」の次に「、最高デジタル責任者補佐」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。